

平成26年7月3日

都道府県、市町村における幼保連携型認定こども園の基準についての意見書

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会



日頃より当協会の活動について、ご理解ご尽力をいただきまして大変感謝しております。都道府県並びに市区町村の行政関係者の皆様におかれましては、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行の為に尽力いただいておりますことを併せて御礼申し上げます。

さて、今回の新制度は、幼児教育・保育の世界において、我々現場関係者が過去に経験したことのない、大きな制度改革となります。現制度での運用か新制度への移行かといった選択をはじめ、需給調整や区域設定といった制度の導入、認定こども園教育・保育要領の制定、そして、平成27年4月の施行に向けての意向調査も始まっております。社会構造の変化等の背景からの新制度導入に対して強い期待を抱いておりますが、同時に大きな不安が入り交じっている状況にあることも事実であります。

そのような状況の中、当協会として都道府県、市区町村の条例制定において大きく2つの懸念をもっております。日本の未来を背負う子ども達の生育環境に強い影響を与える問題でありますので、十分にご留意をいただければ幸いです。

1) 良質な学校教育・保育環境の保障

新制度における幼保連携型認定こども園は、国の子ども・子育て会議において、全会一致で高い基準が定められました。幼稚園設置基準と保育所最低基準のより高い方を用いるという、新幼保連携型認定こども園の基準は、今後の人口減少社会における日本の子どもたちをより健やかに、力強く育てる為のメッセージでもあります。都市部の待機児童解消や過疎地での少子化対策等、各自治体において新制度の意味は異なります。この国の定められた基準は日本の幼児教育・保育環境をより発展させ、現行よりも良質な環境を提供していくための未来へ向けた最低基準であります。その最低基準を各自治体にて低く解釈して運用するようなことがあっては、子ども達の生活保障や未来の幼児教育・保育の発展に禍根を残すこととなりますので、的確且つ子どもの命と存在を十分に配慮した基準づくりでなくてはなりません。

OECDにおいても、「保育の量の拡大だけを絶対にしてはならない、質と量を同時に向上しない限り、OECDの狙っている生涯学習の基盤を乳幼児期に培うことは絶対にありえない」としています。そのような意見からも、学校教育である幼保連携型認定こども園は高い基準を担保し、その基準に見合った施設となる必要があります。その為には、国の基準を遵守し、平成22年に文部科学省の出した施設整備指針で規定された、認定こども園教育・保育要領に基づいた実践を行うために、園庭における自然との関わりや運動環境を整え、また保育者の適正配置も高く設定しなければなりません。ぜひ、各都道府県、市町村においても高い基準を遵守した運用をお願いいたします。

2) 安全の確保

乳幼児の保育環境は、原則1階に設置となっております。新制度の幼保連携型認定こども園においても、その原則は担保されなければなりません。学校教育施設という背景からも、幼稚園と同等の基準が必要となり、幼稚園の園舎は2階までとされている以上、幼保連携型も2階までとしなければいけませんし、自然豊かな園庭に自由に出入りし遊べる環境も必須となります。

また、日常的な生活におけるものはもちろん、有事における避難にも大きなウエイトをおく必要がある事から、園庭環境や園舎は安全が必ず確保されなければなりません。なぜなら、乳幼児の避難は大人の避難とは異なり、リスクが高くなりますからです。特に上層階からの緊急避難は、避難階段があつたとしても、大人用の階段と子ども用の階段は高さも幅も異なる必要がありますし、手すり等の高さも十分な配慮が必要です。また乳児は自力での避難は困難であり、0・1歳児の避難誘導は職員1名につき園児2名が限度です。2歳児においても自力歩行が可能とは言え、歩行速度は大人の半分以下、垂直移動は大人の5倍の時間がかかります。他の施設が混在するような施設だったら、大人の避難とは別の行動をとる必要すら出てきます。そうした場合、リスクが高まることは避けられませんし、子どもの不安といった心の問題も出てきます。

そうしたことから、小学校よりも高い基準が必要であり、幼稚園と同等の安全基準が必要になります。幼保連携型認定こども園は、学校教育施設であり、児童福祉施設です。決して児童福祉法だけの解釈をもちいてはなりません。待機児童解消やその他の問題を解決する為だけに、将来に禍根の残るような基準をつくってはなりませんし、法律では解釈できない、乳幼児の特性をしっかりと考えた基準をつくっていただきたいと思います。